休業手当 支払い義務は？

「知事要請ならば免除」

統一解釈なく 厚労省、Q＆A作成へ

「経営努力怠れば責任」

政府が7日発令した緊急事態宣言を受け、休業を選択した企業に従業員への休業手当の支払い義務があるかどうかが論点の一つとなっている。都道府県知事が出した休業要請が支払いが免責される「不可抗力」にあたるのかどうか、専門家の間でも解釈は割れる。東日本大震災では支払い義務がないとされた例もあり、厚生労働省の見解も明確ではない。

労働基準法26条は「使用者の責に帰すべき事由」の休業の場合、会社は平均賃金の6割以上を休業手当として従業員に支払う義務があると定めている。逆に使用者に責任がなく、やむを得ないものと判断されれば休業手当を支払う義務がなくなる。今回の休業がどこまでやむを得ないものかは法律の専門家の間でも意見が分かれる。

企業法務に詳しい山田広毅弁護士は「都道府県知事による休業要請の対象となった場合は、支払い義務は免じられるだろう」と解釈する。法的根拠のない自粛要請と違い、法令に基づくものであるため、休業は企業の自主的な行動とはいえないとみる。ただ要請の対象外の企業が客が減るなどの理由で休業した場合は「自主判断とみなされ、手当の支払い義務はある」という。

厚労省が2011年の東日本大震災時に作成したQ＆A集は、天災などの不可抗力の場合は使用者に手当の支払い義務はないとしている。この場合の不可抗力とは「外部より発生した事故」「経営者として最大の注意を尽くしても避けることのできない事故」であること。今回の緊急事態宣言による休業はこれに沿うとの解釈だ。

東京都では映画館などが休業要請の対象となる（東京・渋谷）

一方、日本労働弁護団の嶋崎量弁護士は「企業には休業手当を支払う義務はある」との立場だ。天災による工場の倒壊などと異なり、企業は経営努力でテレワークを導入したり、ネット販売に変更したりすることで休業を免れることもできる。そうした経営努力を尽くさずに休業を選択した場合は使用者の責任だと指摘する。別の弁護士も「緊急事態宣言自体、強制力がなく、これだけをもって休業はやむを得ないとはいえないだろう」とみる。

厚労省の見解は現時点では明確ではない。加藤勝信厚労相は7日の閣議後の記者会見で「（休業要請で）一律に休業手当の支払い義務がなくなるものではない。総合的に判断する必要がある」と述べた。厚労省は近くQ＆Aを作成する方針というが、労務問題に詳しい菅俊治弁護士は「グレーゾーンが多く、最終的には後日、裁判で判断されることになるのでは」としている。

厚労省は法的な支払い義務がなくても休業手当を支給する企業には「雇用調整助成金」を出す方針。ただ、東京都内で5店舗のラーメン店を経営する男性は「労働局の窓口に問い合わせたが『交付がいつになるかは分からない』と言われた。いつまで事業がもつかわからない」と話す。

山田弁護士は「法的な支払い義務とは別に、企業は従業員に休業手当を支払えるように努力するのが望ましい」と指摘する。厚労省は10日、申請書類の記載項目を半減、申請から支給までの期間も現状の2カ月を1カ月に早めると発表した。制度の使い勝手を良くすることで、企業が積極的に休業手当を支給するようにしたい考えだ。

（渋谷江里子）

掲載日 2020年04月11日 日本経済新聞朝刊 007ページ
(C)日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。